**国富町事故報告要領**

国富町における介護サービス事業所の事故報告については、以下のとおりとします。

１．報告すべき範囲

報告すべき範囲は、直接、処遇又はサービスの提供を行っていた場合（事業所外における処遇等を含む。）とします。

２．報告すべき事故の種類

①利用者の死亡

②負傷等（医療機関受診が必要なもの。念のため受診したが異常なしの場合も含む。）

③誤薬（服薬を間違える等の事故で結果的に異常なしの場合も含む。）

④離設（施設敷地外への無断外出）

⑤利用者家族等からの苦情につながると思われるもの

⑥その他、報告が必要と判断されるもの

※報告すべき事故の種類は、前記の他、次に掲げるものとします。

転倒、転落、圧迫・摩擦・接触、誤嚥、異食、離設、誤薬、原因不明、その他

（備考）

転倒、転落、圧迫・摩擦・接触については、医療機関を受診したものを報告してください。念のための受診で、結果異常なしのものも含みます。

誤薬は、利用者誤り、時間誤り、用量誤り、服薬忘れ、落薬、その他等全て報告してください。

３．報告にあたっての留意点

1）死亡（自殺を含む。）については、死亡診断書で老衰や病死など主に加齢を原因としない死因の場合は報告してください。

2）介護保険事故状況報告書５の診断名については、医療機関を受診した結果を記載してください。

3）第１報の報告後に事故の対象者の容態が急変して死亡した場合等は、再度介護保険事故報告書を提出してください。その際は介護保険事故状況報告書の上段に第2 報、第3 報…と記載した上で、報告してください。

４．報告の時期

第1報は少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも５日以内を目安に提出してください。

７以降については、作成次第報告をしてください。

５．報告する項目

介護保険事故報告書の定めるとおり（必要事項を全て記載してください。）

６．賠償保険について

事故が発生した場合、事業所のみの判断で保険の適用や賠償の必要性を判断せず、保険会社等にも

相談しながら適切に対応してください。

７．報告の方法

報告書の提出については、可能な限り持参、または郵送、メールで行ってください。利用者の死亡などの重大な事故と判断されるものについては、保健介護課に直接提出してください。

＜提出先＞

〒880-1192

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4800番地

国富町役場　保健介護課

ＴＥＬ：0985-75-9423

Ｍail：hoken@town.kunitomi.miyazaki.jp

８．記録の保管

事故の状況及び対応等は必ず記録し、完結の日から２年間保存してください。

９．適用開始年月日

令和３年９月１日以降に発生した事故について適用します。